

京都市告示第 302 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年11月30日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
竹内医院	北区小山上板倉町65番地	平成19年10月1日
みやた内科クリニック	北区紫竹西高縄町34番地 田中ビル1F	平成19年11月1日
(財) 高雄病院京都駅前 診療所	下京区真苧屋町207番地 ネオフィスビル401	平成19年10月1日
(医) 社団 東前医院	伏見区表町589番地の2	平成19年10月1日
本多歯科医院	下京区大宮通丹波口通下る大宮 1丁目554番地	平成19年10月15日
かわだ歯科医院	左京区浄土寺上馬場町117番地 の2	平成19年8月25日
日本調剤 京大前薬局	左京区聖護院川原町28番地	平成19年10月1日
中島薬局	右京区西京極西川町7番地の1	平成19年9月10日
(株)スギ薬局 西院店	右京区西院東淳和院町1番地の1 アフレ西院ビル1F	平成19年10月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)